

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長
2	対象税目	(国4)(法人税:義) (地4)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》 (現行制度の概要) 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす下記の対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。</li> <li>・対象分野：医療、国際、農業、一定のIoT等</li> <li>・主な法人指定要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定期限：平成30年3月31日</li> <li>②設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</li> <li>③事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</li> <li>④区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること</li> </ul> </li> </ul> <p>(要望内容) 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が平成30年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。 また、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第2号にホとして、「我が国の経済社会の活力の向上及び先進分野の活性化に寄与することが見込まれる一定の金融事業等」を追加し、特定事業を拡充する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2</li> <li>・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61</li> <li>・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</li> </ul>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月　分析対象期間：平成28年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成28年度創設

7	適用又は延長期間	2年間(平成 30 年度～31 年度)
8	必要性等	<p data-bbox="349 253 531 432">① 政策目的及びその根拠</p> <p data-bbox="531 253 1441 432">《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="531 432 1441 846">《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条(平成 25 年 12 月 13 日法律第 107 号) この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="531 846 1441 1104">国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="349 1104 531 1294">② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p data-bbox="531 1104 1441 1294">政策目標4 地方創生の推進 施策目標4 国家戦略特区の推進</p> <p data-bbox="349 1294 531 1854">③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p data-bbox="531 1294 1441 1854">《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020 年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングの paying taxes, Starting Business において、日本が先進国3位以内に入る(2016 年 10 月公表時 26 位)」及び「2020 年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る(2016 年 10 月公表時3位)」(未来投資戦略 2017(平成 29 年6月9日) この順位を維持することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に、世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。 この目標は、規制・制度改革により達成される目標も含まれるため、より本税制措置の目的と近い関係にある、「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)となることを目指す」(日本再興戦略 2016)及び「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増すること」を達成目標に加える。</p> <p data-bbox="531 1854 1441 2000">《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置で創業間もない企業を支援することにより、国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が喚起され、創業期の経済活動を活性化することで、</p>

			<p>産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能である。</p> <p>会社設立初期においては、革新性がある事業モデルを創出し、立地や人材など事業基盤を整えるため、多くの資金が必要になり、これらの投資に必要な収益基盤の確保を図るため所得控除の本特例措置が継続して必要である。平成28年度は第1号案件について事業実施計画の内容等の調整に時間を要したため、適用実績が「0」となったが、29年度に協議が整い、適用されるもの。これを受け、今まで躊躇していた自治体も今後は積極的に本特例措置の活用が期待されることから、2020年度の目標達成の実現に十分に寄与する。</p> <p>平成29年度の適用案件については前述したとおり、外国人材の入国に係る規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い技術開発を通じ、「工場や物流センターの通信無線化」や「災害時の情報通信網のバックアップ」など様々な事業展開の可能性がある新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、現状では1法人でも開業率の上昇につながり、ベンチャーへの投資額を増加する環境も整えられることから、政策目的に示した産業の国際競争力の強化につながり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。</p>																														
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用法人数及び適用額            &lt;&lt;延長分&gt;&gt; (単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>1.2</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>&lt;&lt;拡充分&gt;&gt; (単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td></td> <td>122</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙2参照</p>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	適用法人数	0	1	1	1	適用額	0	0.3	1.2	9.6	年度			平成30年度	平成31年度	適用法人数			3	3	適用額			122	122
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																													
適用法人数	0	1	1	1																													
適用額	0	0.3	1.2	9.6																													
年度			平成30年度	平成31年度																													
適用法人数			3	3																													
適用額			122	122																													
		② 減収額	<p>○減収額            &lt;&lt;延長分&gt;&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0.07</td> <td>0.27</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0.004</td> <td>0.02</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0.01</td> <td>0.03</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>&lt;&lt;拡充分&gt;&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td></td> <td>28.3</td> <td>28.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	法人税	0	0.07	0.27	2.2	法人住民税	0	0.004	0.02	0.1	法人事業税	0	0.01	0.03	0.3	年度			平成30年度	平成31年度	法人税			28.3	28.3
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																													
法人税	0	0.07	0.27	2.2																													
法人住民税	0	0.004	0.02	0.1																													
法人事業税	0	0.01	0.03	0.3																													
年度			平成30年度	平成31年度																													
法人税			28.3	28.3																													

		法人住民税			2	2
		法人事業税			4.3	4.3
		(注)算定根拠については、別紙2参照				
③	効果・税収減是認効果	《効果》				
		○達成目標の実現状況 (先進国中の日本の順位、世界の都市における東京の順位)				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		区分				
		ビジネス環境ランキング	24 位	26 位	—	—
		都市総合ランキング	4 位	3 位	—	—
		(注) 1. 算定根拠については、「世界銀行のランキング(ビジネス環境ランキング)」及び「森記念財団都市戦略研究所の世界の都市総合ランキング」を参照				
		2. 平成 32 年度にビジネス環境ランキング3位以内、都市総合ランキング3位以内が目標				
		○租税特別措置等による直接的な効果				
		《延長分》 (単位:社)				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
区分						
適用法人数	0	1	1	1		
(注) 1. 算定根拠については、別紙1参照						
2. 平成 30 年以降については、目標値						
《拡充分》 (単位:社)						
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
区分						
適用法人数			3	3		
(注) 1. 算定根拠については、別紙2参照						
2. 平成 30 年以降については、目標値						
○会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これらなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。						
例えば平成 29 年度の適用案件についても前述したとおり、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT 分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。						
○達成目標に対する効果の寄与						
本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、今後の案件組成に伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。						

			<p>○ 上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>○平成29年9月時点で10区域が指定済み。今後の指定区域については不明である。平成29年度の対象案件は、福岡市・北九州市で、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第2号二(2)に該当する。</p> <p>本税制措置の要件には「規制の特例措置が重要な役割を果たしていること」とあり、さらに革新的要件が含まれているため、真に必要な事業のみ税制支援すべく、必要最低限の措置となるよう精査を行っている。このため、現状では適用案件が少ないが、産業の国際競争力強化に資する事業を厳選している。</p> <p>○また、都市総合ランキング、ビジネス環境ランキングが上昇することにより、東京オリンピック・パラリンピックを視野に、アナウンス効果も合重なり海外の投資家を日本に呼び込むとともに、新たな規制緩和措置や本税制の特例措置を用いながら、事業により生じる事業資金約4.9億円の研究開発への円滑な活用に資する。また、先進的なベンチャーの創出により、現状1件ではあるが、今後の適用案件増を通じて開業率の向上につながる。また、国家戦略特区の区域計画認定を通じて、当該事業の革新性が広く周知されることに伴い、今後の投資額への誘発が期待されることから、「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを寄与する。(未来投資戦略2017)」また、これらを通じて、国家戦略特別区域基本方針にも記載された「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成する。</p> <p>なお、拡充分については、拡充の目的とより近い関係にある目標として、未来投資戦略2017にて示された「今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決裁比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。」を達成目標に加えることにする。本税制措置を通じてフィンテックベンチャーの創出を後押しすることが、革新的なビジネスを担う国際的人材確保に寄与する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながるが見込まれる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によることが妥当である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が</p>

			<p>相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年8月 (H27 内閣1)

## 適用数等及び減収額の算定根拠(延長分)

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0円	0円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
⑥ 法人事業税	0円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0円	②×2.9%	②×税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	0.3 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0.3 百万円)、沖縄県(0)
③ 減収額	0.0849 万円	0.07 百万円+0.0049 百万円+0.01 百万円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0.07 百万円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0.0049 百万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	0.01 百万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0.002 百万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0.008 百万円	②×2.9%	②×税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	1.2 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1.2 百万円)、沖縄県(0)
③ 減収額	0.31 百万円	0.27 百万円 + 0.019 百万円 + 0.03 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	0.27 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	0.019 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	0.03 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.008 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	0.03 百万円	② × 2.9%	② × 税率

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	9.6 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(9.6 万円)、沖縄県(0)
③ 減収額	2.65 百万円	2.2 百万円 + 0.15 百万円 + 0.3 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	2.2 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	0.15 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	0.3 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.06 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	0.27 百万円	② × 2.9%	② × 税率



## 適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0円	0円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
⑥ 法人事業税	0円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
⑧ 地方法人特別 税	0円	②×2.9%	②×税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0万円	0円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0万円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	0万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別 税	0万円	②×2.9%	②×税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(3)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	122 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(122 百万円)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	34.6 百万円	28.3 百万円 + 1.98 百万円 + 4.3 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	28.3 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	1.98 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	4.3 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.8 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	3.5 百万円	② × 2.9%	② × 税率

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(3)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	122 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(122 百万円)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	34.6 百万円	28.3 百万円 + 1.98 百万円 + 4.3 百万円	④ + ⑤ + ⑥
④ 法人税	28.3 百万円	② × 23.2%	② × 税率
⑤ 法人住民税	1.98 百万円	④ × 7.0%	④ × 税率
⑥ 法人事業税	4.3 百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦ 所得割	0.8 百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧ 地方法人特別税	3.5 百万円	② × 2.9%	② × 税率